

学校教育における「特別活動」再考の視点

澤田 敏 志

A Viewpoint for consideration of Extra-Curricular Activities as school education

Satoshi Sawada

1. はじめに

学校教育において“ゆとり教育”が行われたのは、1980（昭和 55）年度の小学校から年次進行で改訂され実施された学習指導要領に沿うものだった。

それは、総授業時数が小学校 6 年間で 5821 から 5785 に、中学校 3 年間で 3535 から 3150 に減じられ、高等学校では科目履修の基準が緩和された中で行われた。1998（平成 10）年に改訂された学習指導要領では学校完全週 5 日制の実施に伴い、さらに授業時間が減じられ、小学校 6 年間で 5367、中学校 3 年間で 2940 となった。小学校の 1 年生と 2 年生に「生活科」が導入され、高等学校で社会科が「地理歴史科」と「公民科」に再編され、「家庭科」が男女必修とされたのも、この時の改訂によるものであった。

旧ソビエト連邦が人工衛星（スプートニク 1 号）を打ち上げたことによる、いわゆる「スプートニク・ショック」をうけて改訂（小学校で 1971（昭和 46）年度から、中学校で 1972（昭和 47）年度から実施）された、いわゆる“濃密な学習指導要領”と比較すると、総授業時数は、小学校 6 年間で $5821 - 5367 = 454$ 、中学校で $3535 - 2940 = 596$ が減少し、義務教育 9 年間で $454 + 596 = 1050$ の授業時間が消えた。これは、1977（昭和 52）年に改訂された中学校の年間総授業数と一致し、まさに義務教育 9 年間で中学校 1 年間の授業時数が減じられたことになる。

総授業時数が削減された学習指導要領も長くは続かなかった。2011（平成 23）年度の小学校から年次進行で完全実施された新学習指導要領では、総授業時数を小学校 6 年間で 278 増やして 5645 に、中学校 3 年間で 105 増やして 3045 とした。義務教育 9 年間では、 $278 + 105 = 383$ 増やし、前述した削減時数に比して 36.4% を回復させたことになる。そうして、ゆとりでも詰め込みでもなく、知識、道徳、体力のバランスがとれた力である「生きる力」（※ 1）の育成を目指すことになった。

新学習指導要領のもとで行われている「特別活動」も、この「生きる力」の育成の一端を担い、「教科以外の教育的に有効な活動」のひとつとして行われることになった。

そこで、学習指導要領の変遷から「教科以外の教育的に有効な活動」を見直すとともに現行の「特別活動」を再考するための視点を探ることにした。

2. 「特別活動」の原点は「自由研究」

1947（昭和 22）年に編集された学習指導要領一般編（試案）には、「自由研究」の時間が設けられた。この時間の用い方については次のような説明が加えられている。少し長いが後の展開のために引用する。

「教科の学習は、いずれも児童の自発的な活動を誘って、これによって学習がすすめられるようにして行くことを求めている。そういう場合に、児童の個性によっては、その活動が次の活動を生んで、一定の学習時間では、その活動の要求を満足させることができないようになる場合が出て来るだろう。たとえば、音楽で器楽を学んだ児童が、もっと器楽を深くやってみたいと要求するようなことが起るのがそれである。こういう時には、もちろん、児童は家庭に帰ってその活動を営むことにもなろうし、また、学校で放課後にその活動を営むことにもなろう。しかし、そのような場合に、児童がひとりでその活動によって学んで行くことが、なんのさしさわりがないばかりか、その方が学習の進められるのにも適当だということもあろうが、時としては、活動の誘導、すなわち、指導が必要な場合もあろう。このような場合に、何かの時間をおいて、児童の活動をのばし、学習を深く進めることが望ましいのである。ここに、自由研究の時間のおかれる理由がある。たとえば、鉛筆やペンで文字の書き方を習っている児童のなかに、毛筆で文字を書くことに興味を持ち、これを学びたい児童があったとすれば、そういう児童には自由研究として書道を学ばせ、教師が特に書道について指導するようにしたい。つまり、児童の個性の赴くところに従って、それを伸ばして行くことに、この時間を用いて行きたいのである。だから、もちろん、どの児童も同じことを学ぶ時間として、この時間を用いて行くことは避けたい。」としている。

そして、「学年の区別を去って、同好のものが集まって、教師の指導とともに、上級生の指導もなされ、いっしょになって、その学習を進める組織」活動や「自発的な活動のなされる余裕の時間として、個性の伸長に資し、教科の時間内では伸ばしがたい活動」に用いることを勧めている。また、「学校や学級の全体に対して負っている責任を果たす（当番の仕事をするとか、学級の委員としての仕事をするとか）」ことに時間を充てることも用い方であると記している。

筆者が付した下線部分を整理すると、「学校の放課後に何らかの時間をおいて児童生徒の活動を伸ばし、学習を深く進めるための活動」で、「個性を伸ばしていくこと」、そのために「どの児童生徒も同じことを学ぶ時間としてはしない」と要約することができ、これが、「教科以外の活動」「特別教育活動」そして「特別活動」と移り変わったと理解することができる。

3. 学習指導要領における「特別活動」の変遷

前述した 1947（昭和 22）年に編集された学習指導要領一般編（試案）には、「自由研究」が、小学校では教科として、中学校では選択教科として外国語、習字、職業と並べて設けられた。しかし、それは、1949（昭和 24）年の中学校教育課程に関する改訂（文部省学校教育長通達）で「…自由研究を廃止し、その内容をさらに拡充整備して、新たに特別教育活動を設置する…」とされ、わずか 2 年で廃止された。その後の学習指導要領の改訂から「特別活動」に類する部分を抜き出して学校種別に整理すると次の頁に示したようになる。

1951（昭和 26）年度に示された学習指導要領一般編（試案）では、「自由研究」は廃止され、小学校では「むしろ教科以外の教育的に有効な活動として、これらの活動を包括するほうが適當である」として「教科以外の活動」に改めた。中学校では「教育の一般目標の完全な実現は、教科の学習だけでは足らな

※「学習指導要領」における名称及び内容

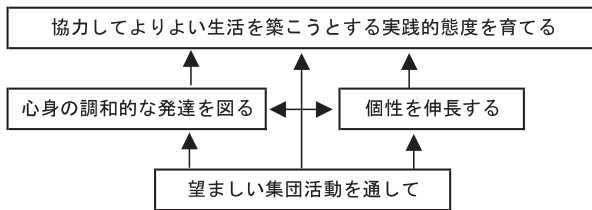
小学校	中学校	高等学校
自由研究		
学習指導要領 一般編(試案) 1947(昭和22)年		
1.教科の発展としての自由な学習 2.クラブ組織による活動 3.当番の仕事や、学級要員としての仕事	特殊教科活動 / 1949年 「新しい中学校の手引」の中で用いられたのみ	「新制高等学校の教科課程に関する件」 (1947)に「その他(自由研究)」と記載
教科以外の活動	特別教育活動	
学習指導要領 一般編(試案) 1951(昭和26)年 学校の経営や活動に協力参加する活動 学級を単位としての活動	学習指導要領 一般編(試案) 1951(昭和26)年	
	ホームルーム、生徒会、クラブ活動、 生徒集会	ホームルーム、生徒集会、 クラブ活動
特別教育活動	特別教育活動	特別教育活動
1958(昭和33)年告示 1958(昭和33)年施行	1958(昭和33)年告示 1958(昭和33)年施行	1960(昭和35)年告示 1963(昭和38)年施行
児童会活動、学級会活動、クラブ活動	生徒会活動、クラブ活動、学級活動	ホームルーム活動、生徒会活動、クラブ活動
特別活動	特別活動	教科以外の教育活動
1968(昭和43)年告示 1971(昭和46)年施行	1969(昭和44)年告示 1972(昭和47)年施行	1970(昭和45)年告示 1973(昭和48)年施行
児童活動(児童会活動、学級会活動、クラブ活動) 学校行事、学級指導	生徒活動(生徒会活動、クラブ活動、学級会活動) 学級指導、学校行事	ホームルーム、生徒会活動、クラブ活動、 学校行事
特別活動	特別活動	特別活動
1977(昭和52)年告示 1981(昭和56)年施行	1981(昭和56)年告示 1981(昭和56)年施行	1978(昭和53)年告示 1982(昭和57)年施行
児童活動(学級会活動、児童会活動、クラブ活動) 学校行事、学級指導	生徒活動(学級会活動、生徒会活動、クラブ活動) 学校行事、学級指導	ホームルーム、生徒会活動、クラブ活動、 学校行事
特別活動	特別活動	特別活動
1989(平成元)年告示 1992(平成4)年施行	1989(平成元)年告示 1993(平成5)年施行	1989(平成元)年告示 1994(平成6)年施行
学級活動、児童会活動、クラブ活動、 学校行事	学級活動、生徒会活動、クラブ活動、 学校行事	ホームルーム、生徒会活動、クラブ活動、 学校行事
特別活動	特別活動	特別活動
1998(平成10)年告示 2002(平成14)年施行	2002(平成14)年告示 2002(平成14)年施行	1999(平成11)年告示 2003(平成15)年施行
学級活動、児童会活動、クラブ活動、 学校行事	学級活動、生徒会活動、学校行事	ホームルーム活動、生徒会活動、学校行事
特別活動	特別活動	特別活動
2008(平成20)年告示 2011(平成23)年施行	2008(平成20)年告示 2012(平成24)年施行	2008(平成元)年告示 2013(平成25)年施行
学級活動、児童会活動、クラブ活動、 学校行事	学級活動、生徒会活動、学校行事	ホームルーム活動、生徒会活動、学校行事

いのであってそれ以外に重要な活動がいくつもある。」とし、教科の活動ではないが、一般目標の到達に寄与するこれらの活動を「特別教育活動」と呼ぶことにした。高等学校でも「特別教育活動」として、「単位は与えられないが、しかしそれは教科の学習では達せられない重要な目標をもっており、高等学校が、新しい教育に熱意をもっているかどうかは、この特別教育活動をどのように有効に実施しているかによって、察することができるといえよう。」と大きな期待を寄せた。

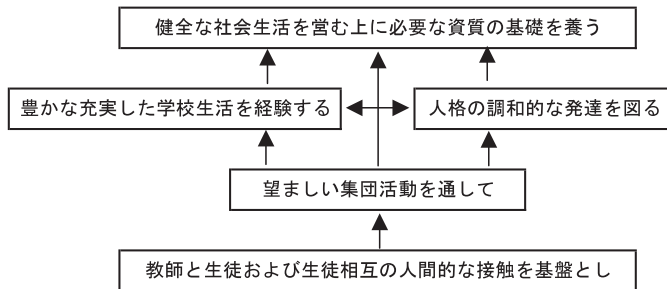
1958(昭和33)年に改訂された学習指導要領では、小学校も「特別教育活動」に改められ、小中高等学校の名称が揃えられた。併せて小学校および中学校に「道徳」の時間が新設された。

小学校が1968(昭和43)年、中学校が1969(昭和44)年に改訂された学習指導要領では、それまでの

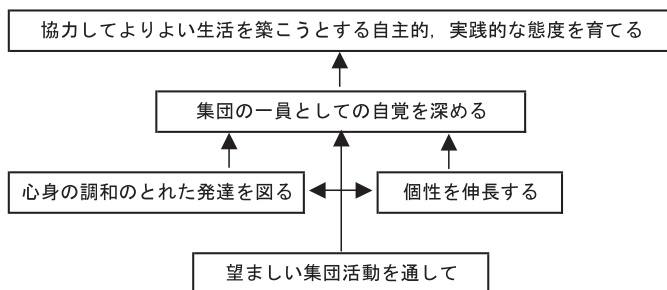
※小学校の「特別活動」の目標構造(1968年改訂)



※中学校の「特別活動」の目標構造(1969年改訂)



※小学校及び中学校の「特別活動」の目標構造(1977年改訂)



「特別教育活動」を「特別活動」に改め、小学校では「生活を築こうとする実践的態度を育てる」ことを、中学校では「生活を営む上に必要な資質の基礎を養う」ことを目標に掲げた。筆者がこの目標を構造図に表したのが左に示した図である。

小学校の目標がシンプルなのに対して、中学校では、「教師と生徒および生徒相互の人間的な接触を基盤」とすることを「望ましい集団活動を通して」の前に加えた。

1977(昭和52)年に改訂された学習指導要領では、小学校および中学校の「特別活動」で「集団の一員としての自覚を深め」「協力してよりよい生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる」ことを共通の目標として掲げた。

また、1978(昭和53)年に改訂された高等学校学習指導要領では、それまでの「特別教育活動」を「特別活動」に改め、小学校、中学校、高等学校における「特別活動」の一体化が図られた。

1989(平成元)年には、小学校、中学校、高等学校の学習指導要領が同時に改訂され、中学校「特別活動」の目標に、「人間としての生き方についての

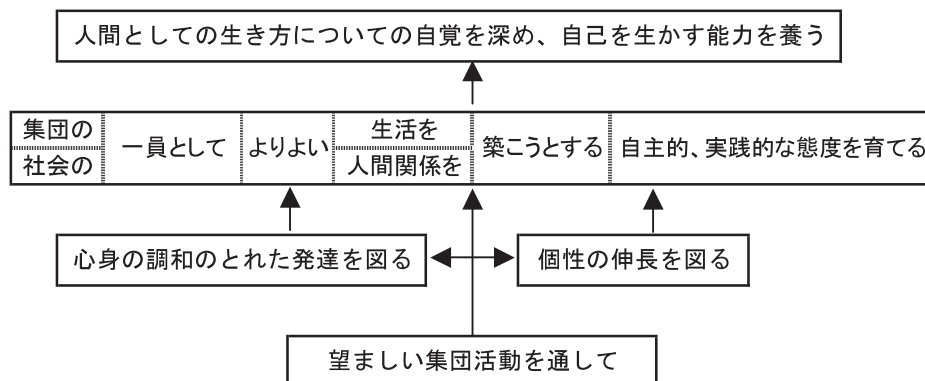
自覚を深め、自己を生かす能力を養う」ことが加えられた。高等学校では、「人間としての生き方」を「人間としての在り方生き方」と言い換えた。また、中学校および高等学校の「クラブ活動」は、部活動(※2)に参加する生徒については「…部活動への参加をもってクラブ活動の一部又は全部の履修に替えることができる」と、教育課程の一領域を、教育課程外の学校教育活動に委ねた。

1998(平成10)年の学習指導要領の改訂では、「特別活動」の目標は継続されたが、中学校および高等学校の特別活動の内容から「クラブ活動」を削除した。新たに「総合的な学習の時間」が、小学校・中学校・高等学校に設けられた。小学校では、1年生と2年生の社会科と理科が廃止され、新たに「生活科」が置かれ、3年生からの学年に「総合的な学習の時間」が置かれた。また「特別活動」に充てられる年間総授業時数は「総合的な学習の時間」の設置に伴って減少した。

2008(平成20)年に告示された学習指導要領では、中学校「特別活動」の目標は「集団の一員として」「社会の一員として」が加えられ、更に「よりよい生活」に「よりよい人間関係」が加えられた。これを構造図に表すと次の頁に示したようになる。

この新学習指導要領の改訂の背景には、「子どもたちの『生きる力』をよりいっそう育むこと」がある。「生きる力」とは「知・徳・体のバランスのとれた力」であり、「変化の激しいこれからの社会を生

※中学校の「特別活動」の目標構造(2008年改訂)



きるために、確かな学力、豊かな心、健やかな体の知・徳・体をバランスよく育てること」と文部科学省は説明を加えている。

この「生きる力」を、社会の変化に対応する「自己変革能力」と捉えるなら、それらの取り組みは既に多くの先人によって為され、さまざまな実践を通して得られた理論が多くの後輩に受け継がれているはずである。筆者も「自己認識」と「他者認識」を基盤とした「自ら生きる力＝自立」と「共に生きる力＝共生」を育む取り組みを通して生徒の「自己発見」と「自己実現」を図ってきた。それらの取り組みは一部を後で紹介する。

4. 「特別活動」の配当授業時数

「特別活動」は、学習指導要領の、改訂ごとに目標に含まれる内容が多くなる反面、充てられる授業時数が減少する傾向が見られる。小学校と中学校の「特別活動」の年間総授業時数を 1989（平成元）年以降の学習指導要領の改訂で整理する（生活科と総合は参考）と、次の通りになる（中学校は次の頁）。新学習指導要領では教科の時間を増すため前の改訂で新たに設置された「総合的な学習の時間」も減少させた。

また「特別活動」が教育課程に占める割合を、新学習指導要領における中学校 3 年生の年間総授業時数に求めると、次の頁に示した通り 3.45% になる。このわずかな配当時数で目標に掲げる「人間としての生き方についての自覚を深め自己を生かす能力を養う」ことは極めて困難である。「特別活動」は、学

※小学校「特別活動」の配当時間数

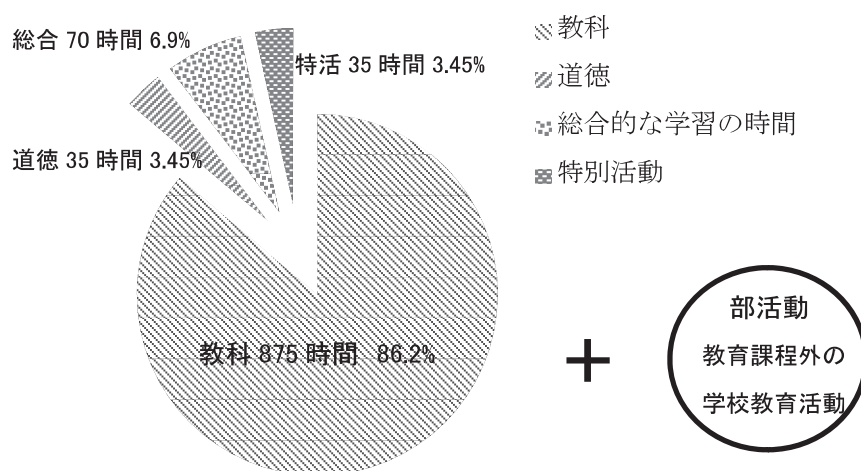
特別活動改訂年	1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	4～6学年の 総授業時数
1989(平成元)年	34	35	35	70	70	70	1015
1998(平成10)年	34	35	35	35	35	35	945
	生活科102	生活科105	総合105	総合105	総合110	総合110	
2008(平成20)年	34	35	35	35	35	35	980
	生活科102	生活科105	総合70	総合70	総合70	総合70	

※中学校「特別活動」の配当時間数

特別活動改訂年	1学年	2学年	3学年	総授業時数
1989(平成元)年	35～70	35～70	35～70	1050
1998(平成10)年	35	35	35	980
	総合70～105	総合70～105	総合70～130	
2008(平成20)年	35	35	35	1015
	総合50	総合70	総合70	

習指導要領の改訂ごとに目標に含まれる内容が多くなる半面充てられる授業時数が減少する傾向が見られる。新学習指導要領の総則には、「特別活動の授業のうち、生徒会活動(小学校は、児童会活動、クラブ活動)及び学校行事については、それらの内容に応じ、年間、学期ごと、月ごとなどに適切な授業時数を充て

中学3年生の教育課程における配当総授業時数比



るものとする。」と記されている。つまり総授業時数に充てられる大部分は学級活動であり、生徒会活動や学校行事の日常活動や準備などの多くは総授業時数を越えたところの活動を期待しているものと理解できる。そのことから、特別活動は時間の運用も含めて各学校が創意工夫を重ねて行う活動であり、そこに目標の達成が委ねられている活動と受け止めたい。

5. まとめに代えて(具体的な取り組みの例)

現行の「特別活動」の内容である「学級活動・生徒会活動・学校行事」について、中学校での実践例を示しながら、改めてその視点を見直してみたい。

① 学級活動

新学習指導要領では「学級活動」について「…学級や学校の生活への適応を図るとともに、その充実と向上、生徒が当面する諸課題への対応及び健全な生活態度の育成に資する活動を行う」と記しているが、それは1947(昭和22)年に編集された学習指導要領一般編(試案)に示された「自由研究」の「学校や学級の全体に対して負っている責任を果たすこと」と同質であり、学級の機能に変わりはない。そこで、筆者が「学級」を「学習集団としての場」と「民主主義を体験的に学ぶ場」と捉え、「自主的、実践的な態度」育てることを図った実践例(※3)の一部を次に紹介する。

i) 学習集団の場としての取り組み

「助け合い学習」を学級の目標に掲げ、それを支えるために「家庭学習」の反復実践に取り組んだ実践

い家庭学習の在り方や取り組みを支援した。取り組みの優れている者には、ノートの作り方や家庭学習の取り組み、定期考査前の学習などについて発表する場を設け、共有できるように計らった。

私の家庭学習																		
				組					番					氏名				

明日【 月 日(火)】の授業													[]月[]日												
今日(月曜日)の家庭学習																									

教科・科目	内容・持ち物												
1													
2													
3													
4													
5													
6													

教科・科目	具体的な内容	予定時間

家庭学習を実際に行った時間帯

時間帯	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00	23:00	0:00	合計時間	今日までの累計時間
学習時間帯									分	時間 分

[学習後の感想]

ii) 民主主義を体験的に学ぶ場としての取り組み

日常生活は「生活班」を組織した。共同生活を営む上で必要となる仕事を分担した。清掃、日直、黒板消し、レクリエーションなどの活動を週ごとに順番に回すだけでなく、活動の内容についても話し合う場を設け、合意形成の訓練を行った。また、定期的に班長会を行い、個々の問題に対する対策も話し合った。

肝心なことは、担任教師と生徒の「一対一」の関係を生徒の人数分つくりあげることだった。学級の組織を肩に例えるなら、竹軸の一本一本が生徒であり、それを横に繋ぐ糸が生活班であり、竹軸をまとめる要は教師であると意識して臨んだ。その上に貼られた紙は、「人と人とのつながり」と「心と心を結ぶ」ことの大切さを伝えるさまざまな学級活動であると理解して臨んだ。

② 生徒会活動

新学習指導要領では、「生徒会活動」について「…学校生活の充実や改善向上を図る活動、生徒の諸活動についての連絡調整に関する活動、学校行事への協力に関する活動、ボランティア活動などを行う」と記しているが、この活動も前述した「自由研究」に示された「学校全体に対して負っている責任を果たすこと」と同質と受け止めている。つまり、全校規模の生徒の組織活動を通し、身近な問題を自らで解決していくことで「よりよい生活を築こうとする自主的、実践的な態度」を育てることを目指していると理解できる。

そこで、次に筆者の二つの実践例を紹介する。

ひとつは学年分校を持つ公立中学校でのことで、そこでは1学年12学級が学んでいた。生徒会活動は河川を挟んで向かい合う本校に集約されていたので「学年生徒会」を組織した。それは各学級の代表者を構成員とし「自分たちの生活における問題を自分たちで解決する」ことを目標にした。最も大きな取り組みは、雨天時にぬかるむ校舎横の通路を改善することだった。校長が区の土木事務所に掛け合い、歩道改修で不要になったコンクリートの平板を貰い受けてくれた。ボランティアを募り、それを生徒と教師で放課後に敷き詰めた。智慧と労力を結集することで、安心できる環境に改善することができた。

もうひとつは、私立の中高一貫校でのことだ。文化祭で来校者を歓迎する「アーチ」をつくりたいと、生徒会会長と副会長から相談を受け、一級建築士の職員の助言を得て建築用の足場をくみ上げ、鉄パイプで繋いで骨組みをつくった。それにベニヤ板と垂木で作製したプレートに絵柄をペンキで描き、U字ボルトで固定した。アーチのデザイン画は生徒会で募集し夏季休業期間を利用して描いた。それを開催前の準備期間中に生徒と教職員が一緒になって組み上げた。それは最近まで10数年に渡って行われてきた。これも生徒と教師が智慧と労力を結集した例であり、1956（昭和31）年度に改訂された高等学校学習指導要領一般編の「特別教育活動」に記された「学校は、生徒の自発的な活動が健全に行われるように、周到的計画のもとに、適切な指導を十分行わなければならない。」ことに合致すると受け止めている。

③ 学校行事

新学習指導要領では、「…学校生活に秩序と変化を与え、集団への所属感を深め、学校生活の充実と発展に資する体験的な活動を行うこと」として、儀式的行事、学芸的行事、健康安全・体育的行事、旅行・集団宿泊的行事、勤労生産・奉仕的行事を挙げている。その中から、「旅行・集団宿泊的行事」への取り組みについて実践例を紹介する。

私立中学校の1年生が行なったオリエンテーションを兼ねた校外学習の取り組みである。まず、1989（平成元）年に改訂された学習指導要領に示された「平素と異なる生活環境にあつて、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、集団生活の在り方や公衆道徳などについての望ましい体験を積むことができるような活動を行うこと」という目標から、筆者が付した下線部を具体的な内容として列挙した。それに新入生オリエンテーションの内容として「仲間との融和を図り友達をつくる」ことを加えた。

目標の内容から捉えた生徒活動

（1995年野辺山）

目標の内容	一斉プログラム	選択プログラム	自主プログラム
見聞を広める	- 施設（工場）見学（オルゴール工場/ワイン工場） - 史跡探訪（大深山遺跡） - 芸術鑑賞（清里北沢美術館）（ハケ岳美術館）	- 体験学習（まかいの牧場）糸つむぎ - バードコール - ポストカード - 酪農体験	- 地域観察（野辺山周辺） - 東京天文台野辺山宇宙電波観測所 - JR鉄道最高地点 - JR最高地点碑 - 南牧村歴史民俗資料館 - 野辺山高原美術館
自然や文化に親しむ	- ハイキング - 野外観察 - バードウォッチング（八千穂高原自然園）（美し森）	- 体験学習（ハケ岳自然文化園） - プラネタリウム - パターゴルフ - マレットゴルフ - サイクリング - フィールドアスレチック	※地域観察（野辺山周辺）
集団のきまりや公衆道徳	- 道路の歩行や走行（朝の散策）（サイクリング） - 集合、解散（食事）（ミーティング）		※地域観察（野辺山周辺）
仲間との融和・友達づくり	- 共同作業（飯盒炊爨） （壁画制作） （スポーツ大会）	- クッキングコンテスト - レクリエーションコンテスト	レクリエーション（車内・室内）

その上で次の三つのプログラムを軸に生徒活動の内容を構築する作業を学級担任会で行った。

- ・一斉プログラム …全員が一斉に同じ活動をする
- ・選択プログラム …個人の意思で活動が選択できる
- ・自主プログラム …自らの意思でプログラムそのものを組み上げる

前の頁に示した一覧表が構築した生徒活動であり、これをもとに日程をくみあげた。そして、この活動の「指導の重点」を、次のように「実施前、実施中、実施後」に分けて設けた。

【実施前】生活班における個人の役割の自覚と担うべき責任

※班長、記録、食事、保健、レクの係りを分担し、係りごとに指導する。

原則は通常の“キャンパス”を野辺山に移動することとした

【実施中】集団として行動する際の弱者保護と協調及び余暇時間の活用

※野辺山散策、クッキングコンテスト、レクリエーションコンテストを通して行動観察を中心に適時指導

【実施後】目的意識を明確にした行動の在り方

※「日々の足跡」（毎日の記録用紙）と観察を通し、何のために、どうあるべきかを中心に考察させる指導を学級及び個別に行う

また、実施後に活動を評価し校長に届け出た活動報告書には、次のように記した。

【目標の達成度】

「仲間との融和を図る」点については、野辺山散策・クッキングコンテストとも若干の班に分離が見られたが、全体的には相互理解が進み、助け合うことの大切さを理解し得たと思う。「調和のとれた学級作り」という面では、『調和』に対する学級間または生徒個人間の認識に大きな差があり、相互理解を土台にこれから何をする必要があるのかを明確に課題化する必要がある。

【指導の状況】

「選択プログラム」や「自主プログラム」のように、生徒が複数の集団にわかれて活動する場合の教員の役割が十分に共通理解されなかった。生徒観察に努め、個々の生徒に対する理解を深化させることはできたが、弱者保護と個性尊重の精神をどの様に具現するかは今後の課題である。

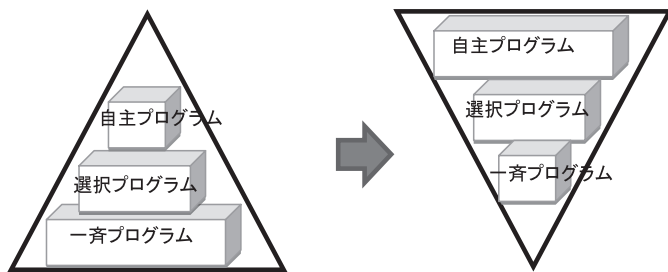
【今後の改善点】

校外学習のための班から、日々の学校生活における生活班を目指し、班員が力を合わせて目標を達成することの喜びを体験できるよう指導したい。弱者保護と個性尊重の具現を図れるよう、学級単位での助け合い学習を展開させ、合わせて学力の向上を目指したい。班活動が班単位のみにとどまらず、学級、学年、学校と視野を拡大し、問題解決を生徒自身で行えるような組織づくりに努めたい。

【生徒の意識変化】

日々の積み重ねとともに、校外学習に対する理解の深化を期待したが、逆に相互理解が慣れに繋がりが、けじめを失い、自己規制と自律心の不足を露呈してしまった生徒も見られた。全体としては、生活環境が異なる者同志が生活をともにすることによって相互理解が得られ、これからどうしていかねばならないのかを考えることができた点はプラスの評価ができる。

2003（平成15）年に改訂された現行の学習指導要領では、前述した如く、「特別活動」の目標および内容は継続され、「旅行・集団宿泊的行事」の目標も同様である。従って「旅行・集団宿泊的行事」の実施に当たっては、「一斉プログラム・選択プログラム・自主プログラム」の三つのプログラムを組み合わせ、次の頁に示した図のように生徒の発達段階に応じて、一斉プログラムより自主プログラムの割合を増やすことが望ましいと考える。



そうすることで「自由研究」で述べた「学校の放課後に何らかの時間において児童生徒の活動を伸ばし、学習を深く進めるための活動」となり、さらに「個性を伸ばしていく」ために「どの児童生徒も同じことを学ぶ時間としてはしない」という活動になり得ると考える。

(注)

- ※ 1「生きる力」＝1996（平成 8）年に中央教育審議会が「21 世紀を展望した我が国の教育の在り方について」という諮問に対する第 1 次答申の中で述べ、新教育課程編成の際に教育の新たな理念としてとり上げられた。
- ※ 2「部活動」＝筆者が、神奈川大学 心理・教育論集第 14 号（1995 年）に「『部活動』再考の視点」と題して執筆
- ※ 3「実践例」＝筆者が、神奈川大学 心理・教育論集第 22 号（2003 年）に「教師に求められるリーダーシップとは」と題して執筆

参考資料・資料

- 1) 神奈川大学 心理・教育研究論集 第 14 号 特別活動の発展を探る 大森新一
- 2) 文部科学省編集「学習指導要領」および「学習指導要領解説」等